

7 新しいまちづくり支援プラン

新しいまちづくり支援プラン

平成 13 年 11 月

新しいまちづくり支援プランの位置付け

1. 国における支援策

市町村合併を推進するため、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「旧合併特例法」という。なお、平成 17 年 3 月 31 日で失効。）において、合併後も従前の普通交付税を一定期間全額保障する措置（合併算定替）や合併後の市町村の新たなまちづくり事業等に対する起債措置（合併特例債）など各種の財政支援措置を講じている。

さらに、平成 14 年 8 月に政府の市町村合併支援本部において、道路等の社会資本整備に充てる補助金の優先採択、重点投資等の支援策を「市町村合併支援プラン」として決定した。

合併特例債...元利償還金の 70% 交付税措置

2. 新しいまちづくり支援プランの位置付け

市町村合併の推進については、平成 13 年 7 月 9 日に知事を長とする全庁的な取組の組織として、千葉県市町村合併支援本部を設置し、自主的な市町村合併に対する支援策等を検討してきたところであり、平成 13 年 11 月には、県内初の合併重点支援地域（以下、重点支援地域という。）の指定を契機に、重点支援地域への支援策をはじめとする総合的な支援策を「新しいまちづくり支援プラン」としてとりまとめ、決定した。

また、平成 16 年 5 月に旧合併特例法が改正され、同法に基づく財政支援措置の受けられる経過措置が設けられたところであり、本支援プランに位置付けられている支援策についても、この経過措置に合わせ、17 年 3 月 31 日までに合併申請をし、18 年 3 月 31 日までに合併する市町村にも、原則として適用することとしたところである。

今後、合併後の市町がいち早く自立した基礎自治体として一体的にまちづくりを進められるよう、本支援プランに基づき新市町と協働してその体制づくりなどに取り組んでいくこととする。

新しいまちづくり支援プランの内容

1. 市町村合併の取組への支援

(1) 市町村合併支援補助金

法定合併協議会への補助

（補助対象経費の 1/2 以内、2 か年度で 1,000 万円を限度 合併重点支援地域内のみ対象）

ただし、

ア．既に補助金の交付を受けた協議会が解散し、構成市町村の一部が参加し、新たな協議会を設置した場合の補助限度額は、既に交付した額にかかわらず、2 か年度で 500 万円。

イ．同一の市町村が複数の協議会に参加する場合の補助限度額は、最初に設置された協議会は、2 か年度で 1,000 万円、その後設置された協議会は 2 か年度で 500 万円。

(2) 市町村振興資金の無利子貸付

合併重点支援地域の指定を受けた市町村が行う合併準備に要する事業に対し、無利子の資金貸付を行う。

【対象事業例】

- ・ 合併関係市町村による電算システム構築事業
- ・ 合併関係市町村によるサイン（案内）システム構築事業
- ・ その他合併前に必要と認められる建設事業等

(3)合併協議会等に対する要請に基づく人的支援

合併協議会への委員としての参画、協議会事務局への職員の派遣

(4)市町村合併推進アドバイザーの派遣

市町村等からの依頼に基づき、講演会、シンポジウムの講師などアドバイザーを派遣する。

(5)市町村合併の気運の醸成

シンポジウムの開催

都道府県リレーシンポジウム（国等との共催）及び地域シンポジウムの開催

市町村合併に関する情報の提供

合併の必要性や国等の支援制度、合併の手順等を解説・紹介した住民向け市町村合併パンフレット及びリーフレットを作成、配布する。

また、ホームページ等を活用し、市町村や住民に対し情報提供を行う。

2. 合併市町に対する支援

(1)合併市町の体制整備への支援

新市町スタートアップの支援

ア．新市町の行財政運営や政策課題等を調査研究し、全庁を挙げて助言・協力するとともに、首長との意見交換等を行い、解決方法と方向を協働で検討する。

イ．新市町の行財政運営や政策課題解決のため、廃置分合（合併）の告示以後平成 19 年度までの間、新市町の要請に基づき、県職員又は支援チームを、県負担（原則 1/2）で派遣する。派遣期間 原則として 1 年以内。ただし、合併告示後平成 19 年度まで延長可。

人財育成への支援

ア．新市町職員の実務研修の優先受入

イ．政策形成、法務能力向上のための研修体制充実を支援

新たな業務運営への支援

新市福祉事務所への円滑な事務移管等

(2)合併市町の行財政運営への支援

財政支援

ア．ふさのくに合併支援交付金

円滑な新市町の体制づくりを支援するため、伝統文化保存やコミュニティ育成のための事業や行政格差是正のための基盤整備事業等に要する経費について、交付金を交付する。

【対象団体】

合併重点支援地域の指定を受け、平成 17 年 3 月 31 日までに合併申請をし、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町（千葉市を除く）

ただし、合併議決年度に着手する事業については、合併関係市町村も交付対象にする。

【対象事業】

- ・旧市町村の地域振興のための事業（伝統文化の保存やコミュニティの育成等）
- ・新市町のアイデンティティを高めるための事業（市章，市歌，イベント等）
- ・広域的、効率的行政サービスを行うための事業（電算システム統一等）
- ・行政格差是正のための事業（保健・福祉施設整備など格差是正のための事業）
- ・その他知事が認める事業

基金造成事業を含む。

【交付金額】

1 合併市町に交付する交付金の上限額。(原則として5年間で交付)

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7以上
交付金総額	5億円	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円

ただし、市となるべき要件に該当しない合併町については、3億円を上限とする。

なお、合併後、1年以内に再度合併した市町に対する交付金額の算定に当たっては、合併が同日に行われたとみなして、合併関係市町村数を計算する。

イ. 市町村振興資金の無利子貸付(再掲)

合併重点支援地域の指定を受け、平成17年3月31日までに合併申請をし、平成18年3月31日までに合併した市町が、市町村建設計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業に対し、無利子の資金貸付を行う。

【対象事業例】

- ・新市町の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設整備事業
(道路・橋梁・トンネルの整備、運動公園の整備等)
- ・新市町の均衡ある発展に資するために行う公共的施設整備事業
(保健・福祉施設整備など格差是正のための事業等)
- ・新市町の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業(類似の目的を有する公共的施設を統合する事業等)

行財政運営への助言・協力

財政計画、職員給与制度等、行財政運営について要請に基づき助言・協力

(3) 合併市町の一体的なまちづくりへの支援

市町村建設計画実現のための支援

ア. 市町村補助事業の優先採択

新市町が市町村建設計画に基づき実施する事業等について補助金の優先的採択に配慮する。

イ. 県事業の重点的な実施

市町村建設計画に位置付けられた県事業について部局間の連携を図り、重点的な実施に配慮する。

県の戦略プロジェクトなど先駆的モデル事業の協働実施

各種計画づくりへの助言・協力

都市計画、福祉計画、一般廃棄物処理計画などの策定、見直しについて助言・協力

権限移譲の推進

合併市町の要望に合わせ権限移譲を進める

一部事務組合、公共的団体の再編・統合の支援

一部事務組合や公共的団体について、関係市町村及び関係団体と協議しながら再編・統合に向け支援を行う。

各種県計画・圏域及び所管区域等の見直し

関係市町村と十分調整しながら、県計画、圏域及び県の機関の所管区域等を適宜必要な見直しを行う。

3. 新合併特例法施行に伴う合併支援のあり方等についての検討

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律(新合併特例法)に基づく自主的な市町村合併の取組に対する支援策については、本支援プランの実績を踏まえ、今後検討するものとする。